

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H30.7.27	契約解除	変更前	営業所	857660	温海川簡易郵便局	○	山形県鶴岡市温海川戊7	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.8.1	住居表示変更	変更前	郵便局	746430	福岡壱岐郵便局	-	福岡県福岡市西区老岐団地1256-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	746430	福岡壱岐郵便局	-	福岡県福岡市西区老岐団地105-3	-	○	○	○	○	○	-	
H30.8.10	契約解除	変更前	営業所	837460	夏井簡易郵便局	○	岩手県久慈市夏井町夏井1-36-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.9.1	契約解除	変更前	営業所	014870	池袋西武簡易郵便局	○	東京都豊島区南池袋1-28-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.9.1	住居表示変更	変更前	営業所	797290	那間簡易郵便局	○	鹿児島県大島郡与論町那間3419-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	797290	那間簡易郵便局	○	鹿児島県大島郡与論町那間3419-12	○	○	○	×	○	○	-	
H30.9.1	業務変更	変更前	郵便局	857510	芹田簡易郵便局	○	山形県酒田市芹田家ノ下16-5	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	857510	芹田簡易郵便局	○	山形県酒田市芹田家ノ下16-5	○	○	○	×	○	○	-	
H30.9.3	移転	変更前	郵便局	013120	三鷹駅前郵便局	-	東京都三鷹市下連雀3-35-20	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	013120	三鷹駅前郵便局	-	東京都三鷹市下連雀3-36-1	-	○	○	○	○	○	-	
H30.9.3	移転	変更前	郵便局	023220	川崎小杉郵便局	-	神奈川県川崎市中原区小杉御殿町2-103-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	023220	川崎小杉郵便局	-	神奈川県川崎市中原区小杉御殿町2-134-7	-	○	○	○	○	○	-	
H30.9.11	廃止	変更前	郵便局	023270	横浜小野郵便局	-	神奈川県横浜市鶴見区小野町25	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.9.18	移転	変更前	郵便局	025970	秦野駅前郵便局	-	神奈川県秦野市本町3-2-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	025970	秦野駅前郵便局	-	神奈川県秦野市今川町1-2-101	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H30.9.18	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	郵便局	090780	川崎殿町郵便局	-	神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-9	-	○	○	○	○	○	-
H30.9.25	移転・改称	変更前	郵便局	007550	千代田霞が関郵便局	-	東京都千代田区霞が関1-3-2	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	007550	大手町郵便局	-	東京都千代田区大手町2-3-1	-	○	○	○	○	○	-
H30.9.25	移転・改称	変更前	郵便局	125330	新潟粟山郵便局	-	新潟県新潟市東区粟山1-22-5	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	125330	新潟中野山郵便局	-	新潟県新潟市東区中野山5-17-15	-	○	○	○	○	○	-
H30.9.29	契約解除	変更前	営業所	327880	蛭谷簡易郵便局	○	富山県下新川郡朝日町蛭谷609	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30.9.29	契約解除	変更前	営業所	727500	横川簡易郵便局	○	大分県佐伯市直川横川3769-2	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30.9.29	契約解除	変更前	営業所	817010	東大崎簡易郵便局	○	宮城県大崎市古川新田鹿島西112	-	○	×	×	×	×	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。